

誰もがいきいきと活躍できる職場づくりのために…

男女共同参画推進員を

設置しませんか！

◆男女共同参画推進員とは？

職場における男女共同参画を推進するため、**男女共同参画に関する企画立案、普及活動**などに中心となって取り組んでいただく方です。

群馬県では、平成16年3月に「群馬県男女共同参画推進条例」を制定し、事業者の方々に「男女共同参画推進員」の設置をお願いしています。

◆男女共同参画推進員は、どんなことに取り組みばよいのでしょうか？

- ・仕事と家庭が両立できる職場づくり
- ・男女が共に働きやすい職場環境づくり
- ・女性の能力の活用
- ・セクシュアル・ハラスメントの防止

職場の男女共同参画が進むと・・・

- ◆ 多様な人材が経営や企画に関わることにより、事業に活力が生じます。
- ◆ 仕事と生活の調和がとれるようになり、従業員の満足度、意欲が向上して、優秀な人材の獲得が進みます。

◆男女共同参画推進員を設置するメリットは？

◆県は、男女共同参画推進員の活動に対して次の**支援**をします。

- ・ **各種セミナー、講演会の案内**をします。
- ・ **男女共同参画に関する資料や情報を提供**します。
- ・ 男女共同参画に関する**出前講座**を実施します。

◆男女共同参画・女性活躍推進に取り組む事業所として、**事業所のイメージアップ**を図れます。



◆男女共同参画推進員の選任は？

事業所の**人事労務管理について責任を有する方**の選任をお願いしています。

選任される場合、変更される場合は届け出用紙（裏面）を提出してください。

◆お問い合わせ・届け出提出先

群馬県生活こども部 生活こども課 人権男女共同参画室

男女共同参画係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL 027-226-2902 FAX 027-221-0300

E-mail seikatsuka@pref.gunma.lg.jp

男女共同参画推進員の選任・変更届出用紙

年 月 日

(ふりがな) 事業所名			
所在地	〒		
代表者 職氏名			
主な事業内容			
従業員数	人	内訳	女性 人 (うち短時間労働者 人) 男性 人 (うち短時間労働者 人)
男女共同参画推進員	設置 ・ 変更 (どちらかに○をつけてください)		
	所属部課		
	役職		
	氏名	(男・女)	
	連絡先	・電話 ・FAX ・Eメール	